

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東吾妻町は 児童手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

児童手当等の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

群馬県 東吾妻町長

公表日

平成29年9月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当等の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法の規定に基づき、児童手当等に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①認定請求の受理、事実の審査、認定その他支給に関する処分についての通知に係る事務 ②受給事由消滅の届出の受理及び事実の審査に係る事務 ③児童手当額改定の請求又は届出の受理及び事実の審査に係る事務 ④未支払の児童手当等の請求の受理及び事実の審査に係る事務 ⑤現況の届出に係る受理及び事実の審査に係る事務 ⑥父母指定者の届出の受理及び事実の審査に係る事務 ⑦氏名等の変更の届出、確認に係る事務
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、児童手当児童ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第56項並びに内閣府・総務省令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 74及び75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条 ・情報提供の根拠 番号法第19条第7条 別表第二 26、30及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条及び第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課 子ども係
②所属長	保健福祉課長 橋爪 克敏
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町594番地3 0279-68-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 子ども係 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町594番地3 0279-68-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第81項 ※別表第二の第81項に係る主務省令は未公布	・別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第74、75項 ※別表第二の第75項に係る主務省令は未公布	事後	見直しにより訂正
平成28年9月26日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健福祉課長	保健福祉課長 橋爪 克敏	事後	見直しにより訂正
平成29年9月1日	表紙 評価書名	児童手当の支給に関する事務	児童手当等の支給に関する事務	事後	見直しにより訂正
平成29年9月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東吾妻町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	東吾妻町は、児童手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	見直しにより訂正
平成29年9月1日	表紙 特記事項	児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	児童手当等の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	見直しにより訂正
平成29年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童手当の支給に関する事務	児童手当等の支給に関する事務	事後	見直しにより訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計 処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	児童手当法の規定に基づき、児童手当等に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①認定請求の受理、事実の審査、認定その他支給に関する処分についての通知に係る事務 ②受給事由消滅の届出の受理及び事実の審査に係る事務 ③児童手当額改定の請求又は届出の受理及び事実の審査に係る事務 ④未支払の児童手当等の請求の受理及び事実の審査に係る事務 ⑤現況の届出に係る受理及び事実の審査に係る事務 ⑥父母指定者の届出の受理及び事実の審査に係る事務 ⑦氏名等の変更の届出、確認に係る事務	事後	見直しにより訂正
平成29年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第26、30、7 4、87項 並びに内閣府・総務省令第19条、第40条、第 44条 ※別表第二の第30項に係る主務省令は未公 布 ・別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第74、75項 ※別表第二の第75項に係る主務省令は未公 布	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 74及び75 の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第40条 ・情報提供の根拠 番号法第19条第7条 別表第二 26、30及び 87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第19条及び第44条	事後	見直しにより訂正
平成29年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象者人数 いつの時点の計算か	平成27年6月1日現在	平成29年9月1日現在	事後	しきい値判断実施日による変更 重要な変更にあたらない
平成29年9月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計算か	平成27年6月1日現在	平成29年9月1日現在	事後	しきい値判断実施日による変更 重要な変更にあたらない